

ACOffice クラウド利用規約

第1章 総則

第1条 (利用規約の適用)

1. 本規約は、第2条に定める契約者が株式会社エデュース（以下「当社」という）の第2条に定める ACOffice クラウドを利用するにあたり必要な条件を定めることを目的とします。
2. 契約者は、ACOffice クラウドの利用にあたり本規約を遵守するものとします。
3. 本規約は、共通の事項を定める共通規約と、固有の事項を定める利用規約細則によって構成されます。利用規約細則では、契約の申込、成立、利用期間、更新、解約、契約容量、サポートサービス、利用内容の変更、届出、料金、支払方法など ACOffice クラウドの利用に関する細則を定めるものとします。ACOffice クラウドを利用する場合、契約者は本規約の全ての条件に同意したものとみなされます。これらに同意されない場合には、ACOffice クラウドを利用することができません。

第2条 (定義)

本規約における用語の定義は、以下のとおりとします。

- (1)「契約者」とは、本規約に同意のうえ、当社との間で ACOffice クラウドの利用に関する契約（以下「サービス利用契約」という）を締結した者をいいます。
- (2)「ACOffice クラウド」とは、ネットワークをとおしてサーバー、ストレージ、ネットワーク、OS、ソフトウェア等の ICT リソースを利用可能とするサービスの総称をいいます。

第3条 (規約の変更)

当社は、IT 業界に関する事情・状況の変化その他の相当の事由があると認められる場合において、本規約の変更が契約者の一般の利益に適合するとき、またはその変更が本規約の目的に反せず、かつ変更に係る事情に照らして合理的なものであるときには、変更内容および変更された内容の効力発生時期を当社ウェブサイトにて通知することにより、本規約を変更できるものとします。なお、契約者が本規約変更後に ACOffice クラウドの利用を開始した時点で、変更後の利用規約が適用されるものとします。

第2章 サービス利用契約

第4条（契約の締結等）

1. サービス利用契約は、申込者（サービス利用契約の締結を希望する者をいい、以下同じ）が当社所定の書式の申込書を当社に提出し、当社がこれに対し承諾の通知を発信した時に成立するものとします。なお、申込者は、本規約の内容を承諾のうえ、申込を行うものとし、申込者が申込を行った時点で、当社は、申込者が本規約の内容を承諾しているものとみなします。
2. 申込者は、当社所定の申込書に、ACOffice クラウドの利用開始希望日等を記入後記名押印し、当社に提出するものとします。また、当社は承諾の通知とともに、ACOffice クラウドの利用開始日（以下「サービス実施開始日」という）を通知するものとします。なお、サービス利用契約は、サービス利用契約の申込ごとに締結されます。
3. 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、サービス利用契約を締結しないことがあるものとします。
 - （1）申込者が虚偽の事実を申告したとき
 - （2）申込者が ACOffice クラウドの利用にかかる料金の支払を怠るおそれがあるとき
 - （3）ACOffice クラウドの提供が技術的に困難なとき
 - （4）申込者が過去に当社との契約に違反したことがあるとき
 - （5）当社の業務の遂行に支障があるとき、その他当社が不相当と判断したとき
4. サービス利用契約は、契約成立日における契約者・当社間の合意を規定するものであり、サービス利用契約締結前に相互に取り交わした合意事項、各種資料、申し入れ等がサービス利用規約の内容と相違する場合は、サービス利用契約の内容が優先されるものとします。
5. 本規約に記載されている内容は、サービス利用契約に関する合意事項の全てであり、契約者および当社はサービス利用契約および ACOffice クラウドに関し、互いに本規約で定められている内容以上の義務および責任を負担しないものとします。
6. 契約者は、第2項の申込事項につき変更する事由が生じた場合は、当社所定の申込書に、変更内容を記入後、記名押印し、当社に提出するものとします。

第5条（ACOffice クラウドの実施期間）

ACOffice クラウドの実施期間は、1年間とし、実施期間の開始日は、前条に定めるサービス実施開始日とします。ただし、期間満了の6ヶ月前までに契約者および当社のいずれからも別段の意思表示のないときは、引き続き同一条件をもって、実施期間はさらに1年間自動的に継続延長されるものとし、以後もまた同様とします。

第6条（ACOffice クラウドの終了）

1. 契約者は、当社に解約の申込を行うことによりサービス利用規約を解約し、ACOffice クラウドの利用を終了することができるものとします。契約者は、サービス利用契約を解約するときには、解約を希望する日の6ヶ月前までに、書面をもって当社に解約の申込を行うものとします。サービス利用契約は、契約者から当社に解約の申込が到着し、当社が契約者のACOffice クラウドの利用権限を削除した時点で終了するものとします。
2. 契約者または当社は、相手方が次の各号のいずれか一つにでも該当したときは、相手方になんらの通知・催告を要せず、直ちにサービス利用契約の全部または一部を解除できるものとします。
 - （1）手形または小切手が不渡りになったとき
 - （2）差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申し立てがあったとき、または、租税滞納処分を受けたとき
 - （3）破産手続開始、特定調停手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始、その他これらに類似する倒産手続きの申し立てがあったとき、または清算に入ったとき
 - （4）解散または事業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
 - （5）監督省庁から営業の取消・停止処分等を受けたとき、または転廃業しようとしたときであって、サービス利用契約を履行できないと合理的に見込まれるとき
 - （6）サービス利用契約に基づく債務を履行せず、相手方から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき
3. 契約者または当社は、前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭債務をただちに弁済するものとします。
4. 契約者が第2項各号のいずれかに該当したことにより、当社がサービス利用契約を解除したときには、当社は返金に応じません。
5. 当社が第2項各号のいずれかに該当したことにより、契約者がサービス利用契約を解除したときには、当社は年間利用金額を12で除した金額に中途解約日の属する月以後の月数を乗じた金額を返金します。

第3章 サービスの提供

第7条（ACOffice クラウドの提供・終了）

1. 当社は契約者に対し、サービス利用契約に基づき善良な管理者の注意をもってACOffice クラウドを提供するものとします。ただし、サービス利用契約に別段の定めがあるときは、この限りでないものとします。

2. ACOffice クラウドの使途は、当社がサービス利用契約に基づき提供する ACOffice 製品の利用に限定されます。
3. 当社が提供する ACOffice 製品の契約者の利用権限がすべて削除された時をもって、サービス利用契約が解約・解除されるものとします。

第8条（ACOffice クラウドの利用）

1. ACOffice クラウドを利用するにあたっては、契約者は、当社が別に定めるコンピュータ端末、通信回線その他のコンピュータ環境（以下「クライアント環境」という）を用意し、当社が提供する ACOffice クラウドを構成するコンピュータ設備（以下「当社サービス環境」という）に接続するものとします。ACOffice クラウドの提供は、クライアント環境から当社サービス環境にネットワーク経由で接続することにより行われます。
2. 契約者による ACOffice クラウドの利用は、特段の定めのない限り、前項の方法により行われるものとし、契約者は、ACOffice クラウドの利用のために、当社が利用するデータセンターに立ち入り等することはできないものとします。

第9条（ACOffice クラウドの停止）

次の各号に定める事由による ACOffice クラウドの停止に起因して、契約者に損害が生じた場合、当社は一切の責任を負いません。

（1）メンテナンスのためのサービスの停止

①当社は、「当社サービス環境」の保守、点検、整備、改良または拡張などを実施するため ACOffice クラウドを停止する場合があります。その場合、当社は、契約者に対して停止する一週間以上前に電子メールにて通知を行います。通知内容の掲載または発信によりその効力が生ずるものとし、通知が契約者に未達または契約者が通知を未確認の場合においてもその効力に影響がないものとします。

②安定した ACOffice クラウドの提供のため、緊急を要する対応を行う場合に限り、電子メールの時期が本条第 1 号①に定める期間よりも短くなる場合があるものとします。

（2）当社の責によらない事故発生時または天変地異の際のサービスの停止

当社は、次のいずれかに該当する場合、ACOffice クラウドを停止する場合があります。

- ア サイバーテロなど外部からの攻撃または妨害による重大な事態への対応をする場合
- イ 当社の責に帰さない火災、停電などにより ACOffice クラウドの提供ができなくなった場合
- ウ 地震、噴火、洪水、津波、隕石、火山弾の落下などの天変地異や航空機の墜落

により ACOffice クラウドの提供ができなくなった場合

- エ 戦争、テロ行為、動乱、暴動、騒乱、労働争議などにより ACOffice クラウドの提供ができなくなった場合
- オ 契約者の ACOffice クラウドの使用環境、インターネット環境の不具合または DNS サーバーの不具合によるドメインの停止など、ACOffice クラウドに用いる当社設備等以外の不具合による場合
- カ その他当社の責によらず発生した一切の事由

(3) 契約者の事由による ACOffice クラウドの中断・終了

①当社は、次のいずれか一つに該当する場合、契約者に通知をし、確認がとれない場合は、ACOffice クラウドを中断することがあります。この場合、サービス中断の通知は、必ずしも事前に行う必要はないものとします。通知内容の掲載または発信によりその効力が生ずるものとし、通知が契約者に未達または契約者が通知を未確認の場合においてもその効力に影響がないものとします。

- ア 申込書類または提出書類に不備がある場合
- イ 住所、電話番号、管理者など申込書に記載された内容に変更があり、変更の手続きが行われていない場合
- ウ 契約者のサーバーの使用容量が契約容量を超過した場合

②契約者が次のいずれか一つに該当する場合、当社は、契約者に通知を行わず

ACOffice クラウドの終了、ACOffice クラウドの中断、またはその他必要とされる手段をとることができます。

- ア 虚偽の届出をした場合
- イ 本規約上の権利または義務を第三者に譲渡し、貸与しまたは担保に供するなどの行為、およびそれに類似する行為をした場合
- ウ 当社または第三者の名誉、信用、プライバシーを侵害する行為もしくは公序良俗に反する行為があり、またはそのおそれがある場合
- エ 当社または第三者の著作権、その他知的財産権を侵害する行為があり、またはそのおそれがある場合
- オ 当社または第三者のシステム、もしくはデータの滅失、損壊、盗用行為があり、またはそのおそれがある場合
- カ ACOffice クラウドに含まれるコンピュータプログラムの改変、リバースエンジニア、逆コンパイル、逆アセンブルがあり、またはそのおそれが認められる場合
- キ 契約者からの利用料支払の確認ができない場合
- ク 再三の当社からの告知にもかかわらず、契約者のサーバーの使用容量が契約容量を超過する状態が解消されない場合
- ケ ID、パスワードの不正使用がある、またはその可能性が高いと判断される場合

- コ 違法行為もしくは違法行為をそそのかしたり容易にさせたりする行為、またはそれらのおそれがある行為が認められる場合
- サ 当社の ACOffice クラウド提供を妨害する行為、またはそのおそれがある行為が認められる場合
- シ 第三者の ACOffice クラウド利用を妨害したり支障を与えたりする行為、またはそのおそれがある行為が認められる場合
- ス 本規約に違反した場合
- セ 契約者が連絡不能または所在不明の場合
- ソ 契約者の代表者が差押、滞納処分を受けた場合、または破産の申立て、保佐開始の審判もしくは後見開始の審判を受けた場合。ただし、支払完了済の期間を除く
- タ 契約者について破産、民事再生手続、会社更生手続、特別清算の申立て、手形交換所の取引停止処分、差押、または滞納処分が行われた場合。ただし、支払完了済の期間を除く
- チ 契約者の依頼により ACOffice クラウドを停止または終了する場合
- ツ その他合理的な理由により当社が必要と認めた場合

第 10 条（サービスの廃止）

1. ACOffice クラウドの全部または一部を廃止する場合、当社は、廃止する 3 ヶ月前に契約者に対して電子メールにて通知を行います。通知内容の掲載または発信によりその効力が生ずるものとし、通知が契約者に未達または契約者が未確認でもその効力に影響がないものとします。
2. 当社が予期し得ない事由または法令、天災などのやむを得ない事由で、サービスを廃止する場合において相当の猶予期間を持った事前通知が不能な場合は、当社は、事後すみやかに当該契約者に対して通知するものとします。

第 11 条（再委託）

1. 当社は、サービス利用契約に基づき提供する ACOffice クラウドに関する作業の全部または一部を、当社の責任において第三者に再委託できるものとします。
2. 前項に基づき当社が再委託した場合の再委託先の選任、監督および再委託先の行った作業の結果については、一切当社が責任を負い、契約者には迷惑をかけないものとします。

第 12 条（権利の帰属）

1. 当社が契約者に開示または提供する ACOffice クラウドおよび ACOffice クラウドを提供するためのシステムに関する著作権、特許権その他の産業財産権およびノウハウ

ウを含む営業秘密等は、当社またはそれぞれの製造元・開発元（ライセンサー）に帰属します。

2. ACOffice クラウドの一部において、コンピュータにおいて使用することができる当社またはライセンサーのソフトウェアが当該ライセンサーの許諾のもと提供されることがあります。契約者は、ACOffice クラウドにより提供される各ライセンサーのソフトウェアを使用するにあたり、ライセンス条項に同意するとともに、これを遵守するものとします。なお、当社が当該ソフトウェアについて負う責任の範囲は、当該ライセンス条項に定める範囲に限られるものとします。

第13条（データの取扱）

1. 契約者は、契約者が当社サービス環境に登録・保存したデータ等のうち、契約者が重要と判断したデータ等を自らの責任でバックアップデータとして保存するものとします。バックアップデータがないこと、バックアップ作業を適宜実施しなかったことにより発生した契約者のいかなる障害、およびこの結果生じる契約者の業務上の問題について、当社は一切責任を負いません。
2. 契約者は、サービス利用契約が終了するときは、当社サービス環境に登録・保存したデータを、自己の責任と費用負担において、必要に応じダウンロードして取得するものとします。なお、サービス利用契約が終了した後においては、終了前に当社サービス環境に登録・保存したデータを、参照・閲覧・操作・取得等することができません。
3. 当社は、当社サービス環境の障害発生時の復旧に供するため、契約者のデータを含め設備の全ての記録内容についてのバックアップ作業、移動および削除をすることができるものとします。バックアップ作業は、毎日サービス提供終了時点で行い、3世代分のバックアップデータまで保管いたします。当社が作成するバックアップデータは、当社の責任と管理のもとで厳重に保管され、当社サービス環境の復旧以外の目的には使用しないこととします。ただし、当社が作成するバックアップデータは、前項の契約者の管理によるバックアップデータを補完するものではなく、「当社サービス環境」の復旧を完全に保証するものではありません。また、当社はバックアップデータを作成できなかったこと、または作成されたバックアップデータが不完全なことにより契約者に発生した損害について、一切保証しません。
4. 当社は、当社サービス環境に障害が発生し ACOffice クラウドが正常に利用できなくなった場合は、本条第3項のバックアップデータをもとにすみやかに復旧に努めます。ただし、本条第3項のバックアップデータから ACOffice クラウドが停止するまでの間に契約者が入力したデータについては当社では保証しませんので、契約者が自ら再度入力するか、または本条第1項の契約者のバックアップデータで最新の状態に復旧することになります。

第14条（セキュリティの確保）

1. 当社は、当社サービス環境の安全を確保するために、当社サービス環境に当社所定のセキュリティ防護措置を講じるものとします。なお、当社は、当社サービス環境への不正なアクセスまたはACOfficeクラウドの不正な利用を完全に防止することを何ら保証するものではありません。
2. 契約者は、コンピュータ上で動作するソフトウェアには、既知および未知のセキュリティ脆弱性が存在する可能性があることを了解するものとし、契約者の判断において、当該ソフトウェアに対してライセンサーその他第三者より提供される修正ソフトウェアの適用その他必要な措置をとるものとします。
3. コンピュータ上で動作する基本ソフトウェア等のソフトウェアに存在する既知および未知のセキュリティ脆弱性に起因して契約者または第三者が損害を被った場合であっても、当社は、いかなる責任も負わないものとします。

第15条（契約者固有情報）

1. 当社は、契約者がACOfficeクラウドに自ら登録・入力した、契約者固有の情報であってアクセス制限機能が施されているもの（以下「契約者固有情報」という）を、契約者の同意なく参照、閲覧等して利用しません。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者固有情報を当該各号の定めに基づく参照・閲覧の目的以外の目的に利用しないものとします。
 - （1）刑事訴訟法第218条その他同法または犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制的処分その他裁判所の命令または法令に基づく強制的な処分が行われた場合において、当該処分の範囲で開示する場合
 - （2）特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条に基づく開示請求の要件が充足された場合において、当該開示請求の範囲で開示する場合
 - （3）生命、身体または財産の保護のために必要があると当社が判断した場合において、当該保護のために必要な範囲で利用、開示する場合
 - （4）当社がACOfficeクラウドを運営するために必要な範囲（利用料金の算定、設備の維持等）において契約者固有情報を参照する場合

第16条（損害賠償）

1. 当社の責に帰すべき事由により、契約者が、サービス利用契約に基づくACOfficeクラウドが全く利用できないために契約者に損害が発生した場合、契約者がACOfficeクラウドを利用不能となったことを当社が知った時刻から起算して24時間以上利

用不能の状態が継続したときに限り、当社は、直近年間利用料に相当する金額を限度として、賠償責任を負うものとします。ただし、当社の責に帰することができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、および逸失利益については、当社は賠償責任を負わないものとします。ACOffice クラウドの利用不能に関して当社が負う法律上の責任は、本項に定める範囲に限られるものとします。

2. ACOffice クラウドが利用できない事象に関して当社が負う法律上の責任は、前項に定める範囲に限られるものとします。なお、次の各号に掲げる事由は、当社の責に帰すことができない事由（ただしこれらに限られない）であり、当社は、当該事由に起因して契約者に生じた損害については、いかなる法律上の責任も負わないものとします。

- (1) 計画メンテナンスの実施
- (2) 地震、台風、洪水、嵐等の自然災害、感染症の発生、戦争、内乱、暴動
- (3) 行政機関または司法機関による業務を停止する旨の命令
- (4) 契約者の設備の不具合
- (5) コンピュータ上で動作するソフトウェア（当社または契約者が用意したもの）の不具合
- (6) クライアント環境の不具合
- (7) 契約者が当社サービス環境およびコンピュータ等に施した設定の不具合
- (8) ACOffice クラウドに接続するためのネットワーク回線の不具合
- (9) 契約者の不正な操作
- (10) 第三者からの攻撃および不正行為

3. 契約者および当社は、サービス利用契約に基づく債務を履行しないこと（ただし、前各項各号の場合を除く）、または第6条第2項第（1）号から第（6）号のいずれかに該当したことにより、相手方に損害が発生した場合、サービス利用契約の解除の有無にかかわらず、第1項を準用して算定された金額を限度として、賠償責任を負うものとします。ただし、当事者の責に帰することができない事由から生じた損害、当事者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、および逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。

第17条（ACOffice クラウドの解約時・終了時の取り扱い）

- 1. 契約者の都合で ACOffice クラウドが中途解約された場合、すでに当社が受領した ACOffice クラウドの料金は、払い戻しいたしません。
- 2. ACOffice クラウド利用終了の翌日から1ヶ月以内に、当社サービス環境に記録されている全てのデータおよび当社で保有しているそのバックアップデータは、当社の責任において削除します。削除後はいかなる方法によっても復元できないようにし

ます。当該削除の実施後、契約者がバックアップ作業を行っていないことによるいかなる損害についても、当社は補償しません。

第18条（免責）

1. 当社は、契約者が ACOffice クラウドを利用した結果、および ACOffice クラウドにより記録されたデータの完全性、網羅性、正確性、確実性、有用性等に関して、本規約に定められた事項を除き何ら保証しません。
2. 当社は、ACOffice クラウドの遅滞、停止、変更、中止、廃止に関連して発生した契約者の損害について、本規約に定められた事項を除き責任および利用料金の返還義務を負いません。
3. ID、パスワードの管理運用は、契約者が厳格に運用するものとします。パスワードにより認証された ID による ACOffice クラウドの利用は、全て正規契約者の利用とみなし、本来の契約者以外の者による不正利用について、当社は、一切の責任を負いません。当社サービス環境に接続するための通信回線、装置、設備またはソフトウェアなどについて、当社は、一切の責任を負いません。

第4章 雑則

第19条（反社会的勢力との取引排除）

1. 当社または契約者は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合は、相手方に何らの通知、催告を要しないで、直ちに ACOffice クラウドの全部または一部を解除することができるものとします。
 - （1） 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業または団体、暴力団関係者、いわゆる総会屋、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）であるとき、または反社会的勢力であったことが認められるとき
 - （2） 反社会的勢力との密接な交際や資金提供を行うなど、反社会的勢力の活動を助長する行為を行ったとき
 - （3） 自らまたは第三者を利用して相手方に対し暴力的行為、威迫的行為または詐術行為をしたとき
 - （4） 自らまたは第三者を利用して相手方に対し不当に名誉、信用を毀損したとき
 - （5） 自らもしくは第三者を利用して相手方に対し業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為を行ったとき
 - （6） 自らまたは第三者を利用して相手方に対し自らが反社会的勢力である旨を伝えたとき
2. 当社または契約者は、相手方が次の各号に該当する場合も前項の規定が適用され、同

様にサービス利用契約を解除することができるものとします。

(1) 役員、ACOffice クラウドの契約者、ACOffice クラウドの履行に関する責任者および実質的な経営権を有する者が、前項各号のいずれかに該当するとき

(2) 親会社または子会社（いずれも会社法の定義による）が、前項各号のいずれかに該当するとき

3. 当社または契約者は、本条第 1 項または本条第 2 項の規定によりサービス利用契約の全部または一部を解除した場合には、本条第 1 項または本条第 2 項の各号に該当する相手方に損害が生じても、これを一切賠償しないものとします。

4. 当社または契約者は、相手方が本条第 1 項または本条第 2 項に該当したことにより、自身が損害を被った場合には、相手方に対し、その損害の賠償を請求することができるものとします。

第 20 条（管轄裁判所）

ACOffice クラウド利用に関連して、当社と契約者の間で紛争が生じた場合には、被告の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 21 条（準拠法）

本規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されます。

ACOffice クラウド利用規約細則

第1条（契約申込・成立）

1. 契約者がACOffice クラウドの新規利用を希望する場合、当社からの利用申込書に記載の上、お申し込みください。
2. 新規にお申し込みの場合は、前項に定める申し込み手続きに基づき、当社から契約者へ当社の定める「ACOffice クラウド利用通知書」（以下「利用通知書」という）の発送または電子データの送付をもって、ACOffice クラウドのサービス利用契約の成立といたします。
3. 当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当している場合は、当該申し込みを承諾しない場合があります。
 - （1） 申し込み内容に虚偽、記入漏れ、誤記、判読不能部分があった場合
 - （2） 過去に規約違反等により、当社が提供するサービスご利用の資格を取り消されたことがある場合
 - （3） その他当社が契約者として不適切と判断した場合

第2条（実施期間・解約・更新）

1. ACOffice クラウドの利用期間は、利用通知書に記載された課金開始日から利用通知書に記載された利用終了日までとなります。
2. ACOffice クラウドの利用を終了する場合は、利用通知書に記載された利用終了日から遡って6ヵ月前までに、書面にて終了の通知をしてください。利用通知書に記載された利用終了日前に終了する場合は、終了希望日から6ヶ月前までに、書面にて終了の通知をしてください。
3. ACOffice クラウドは、終了の意思表示がない場合は、利用通知書に記載された利用終了日から1年間の自動更新となります。

第3条（契約容量・サポートサービス）

1. 契約者がACOffice クラウドで利用できるサーバーの契約容量は利用通知書に定める通りとなります。
2. ACOffice クラウドを利用する契約者に対し、利用通知書に記載された製品を対象に、下記の「サポートサービス」を提供いたします。なお「サポートサービス」の提供期間は、ACOffice クラウドの利用期間と同一です。
 - （1） サポート電話のご利用
「サポートサービス」の利用時間
月～金（祝日／当社指定休日を除く）9時～17時

(2) 最新バージョンプログラムの提供

第4条（利用内容の変更・届出事項）

1. 利用期間中のサービス内容の変更は、利用ライセンス数の追加および当社ソフトウェアの追加のみ可能です。変更を希望する場合には、当社が見積もるサービス利用料金の変更分（差額分）についてサービス利用契約を締結し、お支払いいただく必要があります。
2. 当社が必要と判断する書類がある場合、契約者は、当該書類を提出しなければなりません。
3. 契約者について破産、民事再生手続、会社更生手続、特別清算の申立て、手形交換所の取引停止処分、差押もしくは滞納処分またはこれらに類する手続が行われた場合は、当社にすみやかに届け出る義務があります。ただし、支払完了済みの期間における場合を除く。